

Monday Nikkei

消費者庁発足から1年余り。消費者被害の救済に向けた訴訟制度を新設する議論が本格化してきた。契約の不当条項や個人情報流出など、多数の消費者が少額の損害を被る案件では、被害者は訴訟費用や手間を考えて泣き寝入りしかねない。消費者庁の動きは潜在的な損害賠償請求の掘り起こしを目指すものだが、企業にとっては法務リスクが高まることになりそうだ。

「まだ、十数人しか原告が集まらない」。NTTドコモとKDDIの割引プランの解約金条項に対する損害賠償請求訴訟を準備する長野浩三弁護士はため息をつく。

問題の条項は、2年の定期契約の基本使用料を半額とする一方、中途解約する場合に9975円の解約金を払うというものだ。長野弁護士は消費者の選択の自由を不当に阻害している」と主張する。

同伴では、既に消費者団体が今年6月、消費者団体訴訟制度に基づき当該条項の使用差し止めを求めて京都地裁に提訴した。しかし現行制度では、団体が被害者の代わりに損害賠償を請求することはできない。このため賠償請求には、通常共同訴訟制度の1つとして被害者から原告を募らなければならない。

長野弁護士は「実際に解約金を払った消費者は年間数万人規模に上る可能性がある。だが、1万円弱の損害を回復するために、勝てるか分からない訴訟に参加する手間と経費はかけられず、泣き寝入りする人が大半だ」と話す。これに対し、会社側は「十分な説明のうえ提供している。解約金の額は当社の損失分ではない」と主張している。NTTドコモ広報部と争う構えだ。

現行制度に限界も

日本には、同伴で採用されている2つの訴訟制度のほか、代表者を選んで提訴する選定当事者制度などがある。しかし、できることに限界があったり、被害者のとりまごめが困難だったりするなど、運用面には課題がある。

そこで消費者庁が検討を始

企業に危機感 経営に打撃も

めたのが「集合訴訟」だ。同行は今年9月に研究会の報告書を出した。10月28日には、報告書を受けた内閣府消費者委員会による専門調査会の第1回会合が開かれた。

初会合では消費者側の委員から、集合訴訟制度の早期実現を促す発言が相次いだ。一方、企業側委員のセブン&アイ・ホールディングスの中村美華グループ法務シニアオフィサーは「悪徳事業者による被害回復が先決ではないか。健全な企業経営に影響を与えないよう配慮をお願いしたい」とくぎを刺した。

消費者庁の研究会は、A案からD案まで4つの集合訴訟制度案を提示した。現状、消費者にとってはA案とC案が最も有利とみられている。

A案は、誰かが提訴し勝訴すれば、そこで企業の責任に

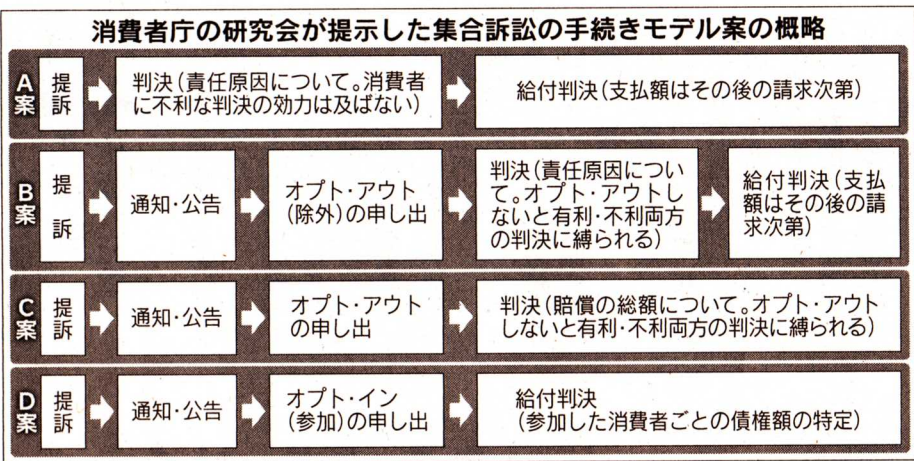
る訴訟で日本でも問題となった「オプト・アウト(除外)」方式を採用。米国の集団代表訴訟(クラスアクション)では、他の被害者の同意を事前に得ずに被害者全体を代表して提訴できる。判決に拘束されたくない被害者は提訴の通知・公告を受け、自らを訴訟

多数の少額被害、掘り起こし

「乱訴は避けたい」

消費者庁の「集合訴訟」新設案

消費者庁の研究会が提示した集合訴訟の手続きモデル案の概略



内閣府消費者委員会の専門調査会では、集合訴訟制度をめぐる議論が始まった(10月28日)



ついでに判決は確定する。訴訟に参加しなかった他の被害者は負けるリスクをとることなく、勝訴判決の後に賠償金の請求だけをすればよい。A案では「いったん消費者側が勝訴すれば、企業は際限なく賠償請求を受ける可能性がある」と(消費者委員会の松本恒雄委員長)という。

C案は、インターネットで絶版本などを検索・閲覧できる米グーグルのサービスを巡

